令和2年2月5日 資料提供

石川県農林水産部生産流通課

担当:村濱

電話 076-225-1621(内線 4672)

「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する 条例」(案)に対するご意見募集について

1 ご意見募集の目的

「石川の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」(案)に対し、県民の皆様からご意見をいただき、「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」制定の参考とします。

1 ご意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年2月5日(水)から令和2年2月14日(金)まで ※郵送の場合は2月14日(金)の消印有効です。

(2) 募集内容

「石川の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」 (案) についてのご意見

(3) 資料

「石川の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」 (案)の概要

(4) 資料の入手方法

- ◆県のホームページからダウンロードできます。
- ◆次の場所で閲覧・入手できます。
 - · 県農林水産部生産流通課(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁13階)
 - ・県行政情報サービスセンター(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階)
 - ・小松県税事務所(小松市園町ハ108番地の1)
 - · 中能登総合事務所(七尾市小島町二部33)
 - ・奥能登総合事務所(輪島市三井町洲衛10部11番1)

(5) 意見の提出方法

ご意見用紙に住所、氏名、ご意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

<ご意見の提出先>

宛先:石川県農林水産部生産流通課生産振興グループ

郵送: 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

ファクシミリ:076-225-1624

電子メール: e210300@pref.ishikawa.lg.jp

※ご意見を正確に承るため、電話や口頭によるご意見はお受けしておりません。 また、ご意見の内容について確認させていただく場合があることから、氏名及 び住所等の記載がないものについても、お受けいたしかねますので、ご了承願 います。

3 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、「石川の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」の制定の参考とさせていただき、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表いたします。

ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。 なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

提出先 FAX 076-225-1624(石川県農林水産部生産流通課)

※ 選択項目欄は、該当項目に☑ (または該当項目の□を■に変更) してください。

【意見募集の対象】		「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する 条例」(案)の概要						
氏	名				*電話番	号		
住	所							
*性	別	□男□女	*年 齢	□ 20 歳未□ 50 歳代		20 歳代 60 歳代		□ 40 歳代
*職	業							
【該当箇所】								
【ご意見】								

- 注1 住所、氏名の記載がないものについては、受付いたしません。 *印の項目は、差し支えなければご記入ください。
- 注2 ご意見は、1項目につき1枚でお願いします。
- 注3 記入欄が不足する場合は、別用紙でご提出いただいても構いません。

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例(案)の概要

【条例の主な内容】

(1)目的

この条例は、石川県産の農林水産物のブランド化に関し、基本理念やブランド化に 関する施策の基本となる事項を定め、本県における農林水産業の持続的な発展や地域 経済の活性化はもとより、石川県民の誇りの醸成にも寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

石川県産の農林水産物のブランド化については、次に掲げる事項を基本とする。

- ・市場の潮流を踏まえ展開するもの
- ・石川県固有の気候風土や伝統文化及び技の積極的な活用により行われるもの
- ・農林水産業を産業として大きく飛躍させるもの
- ・石川県の魅力の向上に貢献するもの

(3) 県の責務

県は、県産農林水産物のブランド化を推進する基本的な方針を定め、有識者の意見を基に県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる。

- (4) 基本的な方針に定める事項は、次に掲げるものとする。
 - ・ブランド品目の生産振興を図ること
 - ・新たにブランド化すべき県産農林水産物の開発及び育成を図ること
 - ・ブランド品目の商品開発及び販路の開拓を図ること
 - ・ブランド品目に係る知的財産権の保護を図ること
 - ・ブランド品目に係る情報の発信を図ること ほか

(5) ブランド品目及び生産者

県は、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を講ずるにあたり、県がブランド化に関与すべき県産農林水産物及び生産に意欲的な生産者等を認定する。

(6) 関係団体の役割

関係団体は、県産農林水産物のブランド化の推進に積極的かつ継続的に取り組む。

(7)関係団体等の連携

- ・県、市町、生産者及び関係団体は、ブランド化の推進に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図る。
- ・県は、生産者及び関係団体に対し、ブランド化の推進に必要な助言、指導その他の 支援を行う。
- ・県民は、県産農林水産物のブランド化の推進について理解を深めるとともに協力するよう努める。

(8) 財政上の措置